証券コード:8801

第110回定時株主総会招集ご通知



日 時

2022年 6月**29**日(水曜日)午前**10**時 (受付開始予定 午前9時)

場所

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

帝国ホテル 東京 本館2階 孔雀の間

目 次

招集ご通知・		1
株主総会参考	書類	
	剰余金の処分の件	
第2号議案	定款一部変更の件	7
第3号議案	取締役1名選任の件	Ç
第4号議案	取締役賞与支給の件	13
招集ご通知湯	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		15
	顏······	49
計算書類…		51
E 大却 什		Г^

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申しあげます。株主総会当日のご来場につきましては、開催日までの感染状況や、ご自身の体調等をご確認のうえ、慎重にご検討いただきますようお願い申しあげます。詳細につきましては、招集ご通知1頁をご参照ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。 予めご了承いただきますようお願い申しあげます。

東京都中央区日本橋室町二丁月1番1号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申しあげます。株主総会当日のご来場につきましては、開催日までの感染状況や、ご自身の体調等をご確認のうえ、慎重にご検討いただきますようお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類(5~13頁)をご検討のうえ、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬具

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

<株主の皆様へのお願い>

- ・書面またはスマートフォンやパソコン等を用いたインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申しあげ<u>ます。</u>事前の議決権行使の方法につきましては、招集ご通知3~4頁をご参照ください。<u>株主総会当日の</u>ご来場につきましては、開催日までの感染状況や、ご自身の体調等をご確認のうえ、慎重にご検討いただきますようお願い申しあげます。
- ・なお、株主総会当日の映像の一部を、本株主総会後に当社ウェブサイトへ掲載することを予定しております。

<ご来場される株主の皆様へのお願い>

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクをご着用いただきますようお願いいたします。
- ・当日は、受付に体温を確認するためサーモグラフィーを設置し、<u>体温が高い株主様につきましては、検温を実施させていただきますので、ご協力をお願いいたします。</u>
- ・検温の結果、発熱が確認された株主様、体調不良と見受けられる株主様、マスクの着用および検温にご協力いただけない株主様につきましては、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承いただきますようお願いいたします。
- ・会場の座席は間隔を空けた配置とさせていただくため、ご用意できる席数が限られております。来場者数により、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承いただきますようお願いいたします。
- ・開会後に体調不良と見受けられる株主様につきましては、ご退出をお願いする場合がございますので、予めご了承いただきますようお願いいたします。
- ・施設内におきましては、アルコール消毒のご協力をお願いいたします。

今後、本株主総会当日までに運営方法等に変更が生じる場合は、適宜当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

記

- ※つぎの事項につきましては、法令および当社定款第18条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、添付書類に記載された事業報告は、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告の一部であり、また、連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ①事業報告のうち「会社の新株予約権等に関する事項」、「会社の支配に関する基本方針について」
 - ②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ※株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

https://www.mitsuifudosan.co.jp/corporate/ir/shareholder/meeting/index.html

議決権行使のご案内

議決権の行使にはつぎの3つの方法がございます。

後記の株主総会参考書類($5\sim13$ 頁)をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

ご推奨

1 書面による 議決権行使の場合

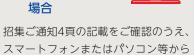


同封の議決権行使書用紙に議案に対す る賛否をご記入のうえ、ご返送くださ い。

行使期限

2022年6月28日(火曜日) 午後5時30分到着分まで

2 インターネットに よる議決権行使の



行使期限

に対する賛否をご入力ください。

議決権行使サイトにアクセスし、議案

2022年6月28日(火曜日) 午後5時30分投票分まで

3 当日ご出席による 議決権行使の場合



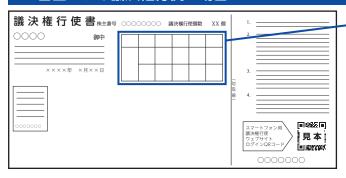
当日ご出席の際は、本冊子をご持参い ただき、お手数ながら同封の議決権行 使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日) 午前10時

※ 代理人により議決権を行使される場合は、当社 定款第15条の定めにより、当社の議決権を 有する他の株主の方1名に委任することが できます。ただし、代理権を証明する書面の ご提出が必要となります。

1. 書面による議決権行使の場合



・こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1~4号議案

- 賛成する場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

機関投資家の皆様へ

(株) ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法により議決権を行使いただくことができます。

2. インターネットによる議決権行使の場合

スマートフォンによる議決権行使 「スマート行使」について

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決 権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

- ・議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙(裏面)に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
- ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

パソコン等を用いたインターネット による議決権行使について

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙(裏面)に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙(裏面)に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

パスワードのお取り扱いについて

- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、印鑑や暗証番号と同様に大切に保管ください。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えできません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

- ※書面とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、中長期的な視点で、利益の再投資を通じた株主価値向上を図るとともに、事業環境や業績、財務状況などを総合的に勘案したうえで、株主の皆様への利益還元を行っております。利益還元につきましては、安定的かつ継続的な株主還元が重要という認識のもと、安定的な配当の実施に努めるとともに、資本効率の向上を目的として機動的な自己株式取得を実施することとしております。

総還元性向(※)につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の35%程度を目途としておりましたが、当期の「賃貸」「分譲」「マネジメント」の主要事業の回復に加え、次期以降の業績の持続的な成長の見通しが立ち、健全な財務体質を維持したうえで、将来の成長投資と安定的かつ継続的な株主還元の拡充の両立が可能と判断したため、当期より、株主還元を強化することとし、総還元性向を、親会社株主に帰属する当期純利益の45%程度を目途とすることといたしました。

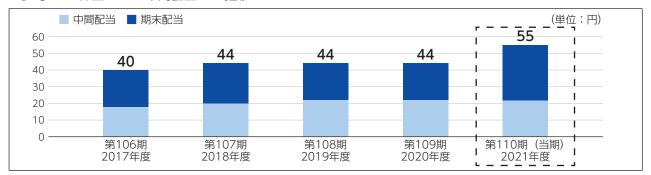
当期の年間配当につきましては、当期の業績および上記の株主還元方針を総合的に勘案し、前期に比べ 1 株当たり11円増額し55円(中間配当22円含む)、当期の期末配当は以下のとおり、1 株につき33円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金33円 配当総額31,366,668,003円 なお、2021年12月に、1株につき22円の中間配当をお支払いしておりますので、1株当たりの年間 配当は55円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月30日

※総還元性向= (配当総額+自己株式取得総額) / 親会社株主に帰属する当期純利益

<参考1>1株当たりの年間配当金の推移



<参考2>自己株式取得について(2022年3月4日および2022年5月13日公表) 当社は、株主還元の拡充を目的として以下のとおり自己株式取得を実施いたしました。

・自己株式の取得(2022年2月4日取締役会決議)

取得対象株式の種類および総数	普通株式5,882,600株
取得価額の総額	14,999,872,950円
取得期間	2022年2月10日から2022年3月3日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

あわせて、さらなる株主還元の拡充を目的として機動的な自己株式取得を実施するため、以下のとおり 自己株式取得の決議を行いました。

・自己株式取得の決議(2022年5月13日取締役会決議)

取得対象株式の種類および総数の上限	普通株式10,000,000株
取得価額の総額の上限	15,000,000,000円
取得期間 (予定)	2022年5月16日から2023年3月31日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、つぎのとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を 定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する ための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、つぎのとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変更繁
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類 に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務 省令に定めるところに従いインターネットを利用 する方法で開示することにより、株主に対して提 供したものとみなすことができる。	(削 除)

(次頁につづく)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(電子提供措置等) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新 設)	(附則) 1. 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定 する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の 日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案

取締役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役 北原義一が辞任いたしますので、補充のため取締役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、つぎのとおりであります。

氏名(生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職および選任理由・求める役割	所有する当社 の株式の数
*************************************	1984年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社商業施設本部アーバン事業部長 2012年 4 月 当社商業施設本部物流施設事業部長 2013年 4 月 当社執行役員、商業施設本部ロジスティクス事業部長 2015年 4 月 当社執行役員、ロジスティクス本部長、ロジスティクス事業開発部長 2017年 4 月 当社常務執行役員、ロジスティクス本部長 2021年 4 月 当社専務執行役員、ロジスティクス本部長 (現任) 選任理由・求める役割 当社への入社以来、多様な分野で豊富な経験を有しております。また、執行役員就任後は、ロジスティクス事業の責任者を務めるなど、執行役員としての業務を通じて企業価値向上への貢献が認められました。 このようなことから、当社の取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督などの役割を適切に果たすことが見込まれると判断し、新任取締役候補者としたものであります。	19,690株

- (注) 1. 三木孝行氏は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 取締役候補者三木孝行氏は、補欠により選任されることになりますので、当社定款第21条第2項の定めにより、その任期は、退任した取締役の残任期間と同一になります。
 - 4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3(5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」(42頁)に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<参考>取締役候補の指名・選任を行うに当たっての方針と手続

当社は、当社グループの経営理念や経営戦略等を踏まえ、人格、能力、見識およびジェンダー等の多様性等を総合的に判断し、取締役として適任と考えられる人物を候補者として指名しております。なお、社外取締役については、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくこと、ならびに取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け適切な役割を果たしていただくことを期待して選任しております。なお、現状、取締役・監査役計17名のうち2名(11.8%)が女性であり、今後も、取締役のうち1名以上は女性とし、取締役会全体のさらなる多様性の確保に努めてまいります。

また、当社は、社内取締役2名、独立社外取締役が過半数の4名の計6名にて構成され、独立社外取締役を委員長とする指名 諮問委員会を設置しており、取締役候補の指名については同委員会に諮問のうえ、取締役会にて決定いたします。

<参考>取締役一覧および取締役の専門性と経験(スキルマトリックス) ※取締役候補者を含む

氏 名	現在の当社における地位
岩沙弘道	代表取締役会長
菰 茁 藿 信	代表取締役社長 社長執行役員
藤林清隆	代表取締役 副社長執行役員
小野澤・康・夫	代表取締役 副社長執行役員
山 本 隆 志	取締役 専務執行役員
植田俊	取締役 専務執行役員
三木学行 新任	専務執行役員
海 海 海	取締役 専務執行役員
野木森 雅 郁 社外 独立	取締役
中 世 恒 博 社外 独立	取締役
伊東信一郎 社外 独立	取締役
河 合 江理子 社外 独立	取締役

企業経営	財務・会計・ ファイナンス	コンプライアンス・ リスクマネジメント	グローバル	テクノロジー・ イノベーション	E S G・ サステナビリティ	街づくり (不動産開発等)
•	•	•		•	•	•
•	•	•	•	•	•	•
•		•			•	•
		•			•	•
•		•	•			•
	•			•		•
	•			•		•
	•			•	•	•
•		•	•	•	•	
•	•	•	•		•	
•		•	•	•	•	
	•	•	•	•	•	

[※]上記一覧表は、各取締役(候補者を含む)が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

第4号議案

取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役8名(社外取締役を除きます。)に対し、当期の業績、ESGに関する取り組みの状況、株主還元方針に基づく株主の皆様への利益還元、グループ長期経営方針「VISION 2025」の進捗、経済情勢、事業環境等を総合的に勘案し、取締役賞与を総額464,800,000円支給することといたしたいと存じます。

本議案につきましては、役員報酬等の内容の決定に関する方針に基づき、社内取締役2名、独立社外取締役が過半数の4名の計6名にて構成され、独立社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて決定しており、相当であると判断しております。なお、役員報酬等の内容の決定に関する方針につきましては、事業報告39頁に記載のとおりであります。

(注) 第109回定時株主総会において承認可決された取締役8名(社外取締役を除きます。)に対する取締役賞与支 給額は、総額398,520,000円であります。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の制限が長期化するなか、9月末の緊急事態宣言等の解除に伴い、企業収益や個人消費に持ち直しの動きがみられましたが、1月以降は、感染力の強い新たな変異ウイルスの急拡大の影響を受けるなど、年度を通して不安定な状況が続きました。また、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとする地政学的リスクの高まりに加え、エネルギー価格や原材料価格の高騰等により、先行き不透明感が高まりました。

当不動産業界では、オフィス賃貸事業については、一部では働き方の見直しによるオフィスの集約や縮小の動きもあり、空室率は緩やかな上昇傾向がみられたものの、都心の好立地物件における底堅い需要等の支えもあり、総じて堅調に推移しました。商業施設賃貸事業については、断続的な緊急事態宣言等の影響を受けましたが、郊外型の施設を中心に売上は持ち直しの動きがあり、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には至らないものの、順調な回復傾向がみられました。物流施設賃貸事業については、EC事業拡大等による物流施設への需要の高まりから、新規供給面積が増えるなど、市場規模が拡大しました。ホテル施設運営事業については、宿泊主体型ホテルやリゾートホテルにおいて、ビジネス利用の一時的な回復やアウトバウンドニーズの取り込みなどにより、一部で持ち直しの動きもみられましたが、長期化する行動制限の影響やインバウンドニーズの回復の遅れなどにより、引き続き厳しい状況となりました。住宅分譲事業については、住環境に対する関心の高まりやニーズの多様化、低金利の継続等により、顧客の購入意欲は高い状況が続き、マーケットは堅調に推移しました。また、不動産投資事業については、引き続き投資家の投資意欲は高く、緩和的な金融環境のもとで、Jリート市場の不動産保有額が増加するなど、拡大傾向が続きました。

このような事業環境のもと、当社グループにおきましては、感染対策を各施設で徹底し、施設営業の正常化を図ってまいりました。そのための新たな施策として、専門家の監修により医学的・工学的知見に基づき、飛沫感染・エアロゾル感染・接触感染に対する全施設共通の「三井不動産9BOX感染症対策基準」を策定いたしました。また、法人向け多拠点型サテライトオフィス「ワークスタイリング」におけるリモートワーク向けサービスの強化、リアル店舗共生型ECモール「&mall」事業の拡大、共用部にワークスペースを備えた住宅の開発等、新型コロナウイルス感染症による働き方や暮らし方の不可逆的な変化を捉え、ポストコロナを見据えた施策を推進するなど、グループ長期経営方針「VISION 2025」に基づき、新たな価値創造に取り組んでまいりました。

当社グループは、「街づくりを通して、持続可能な社会の構築を実現」することに向けて様々な社会課題の解決に寄与することがデベロッパーの社会的使命であると認識しており、「環境負荷低減」と「人材活躍」の分野において新たな行動計画・取り組み方針を策定いたしました。

まず、グループ全体の温室効果ガス排出量を2050年度までにネットゼロとする目標を達成すべく、「脱炭素社会実現に向けたグループ行動計画」を策定いたしました。これに基づき、首都圏の当社施設の共用部における電力グリーン化を進めるとともに、テナント企業へのグリーン電力提供サービスを開始いたしました。さらに、同様の取り組みを中部圏・関西圏へ拡大するなど、環境を重視した取り組みを推進してまいりました。あわせて、環境分野への取り組みに特化した事業に発行される債権「グリーンボンド」のニューヨークにおけるオフィスビル開発の調達資金への充当、温室効果ガス排出量削減目標の達成に応じて借入金利が変動するサステナビリティ・リンク・ローンの実行等、サステナブルファイナンスによる資金調達も行ってまいりました。このような取り組みの結果、当社は、国際的な環境調査・情報開示を行う非営利団体であるCDPより、気候変動部門において最高評価にあたる「CDP2021 気候変動Aリスト」に選定されました。

また、新しい価値を創造し続けるための原動力は人材であるという考えのもと、「ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言」とその取り組み方針を策定いたしました。取り組み方針では、女性活躍を重要なテーマと位置づけ、当社において「女性管理職比率を2025年までに10%、2030年までに20%」や「女性採用比率を40%」等の目標を定めるとともに、グループ各社でも同様の項目で目標を設定し、進捗管理を行うことで、グループ全体の取り組みを加速させております。また、組織・上司の意識改革を目的とした研修をグループ全体で開催するなど、様々な施策を行ってまいりました。このような取り組みの結果、経済産業省と東京証券取引所が女性活躍推進に優れた企業を選定する令和3年度「なでしこ銘柄」に選定されました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、これらの様々な施策を通じて、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はともに、期中に公表した連結業績予想を上回る結果となりました。当社グループの営業収益は2兆1,008億円(前期比933億円増、4.6%増)、営業利益2,449億円(前期比412億円増、20.2%増)、経常利益2,249億円(前期比560億円増、33.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,769億円(前期比474億円増、36.6%増)となりました。また、当連結会計年度末の総資産は8兆2,080億円となり、有利子負債残高は3兆6,672億円となりました。なお、この内、海外事業については、事業利益が313億円、当連結会計年度末の総資産は1兆9,189億円であり、海外における事業拡大も積極的に推進してまいりました。

(ご参考)

サステナビリティ経営

当社グループは、継続的な価値創造を実現するため、 $E(環境) \cdot S(社会) \cdot G(ガバナンス) を重要な経営課題と位$ 置づけ、重点的に取り組むべき6つのマテリアリティを掲げています。これらに取り組むことで街づくりを一層進化さ せ、"持続可能な社会"と"継続的な利益成長"の実現を目指してまいります。

マテリアリティ(重点的に取り組む目標)と取り組み内容

関連SDGs

環境負荷の低減とエネルギーの創出

- ●エネルギー消費や温室効果ガス排出を削減させ、脱炭素社会の実現に貢献
- ●事業活動で消費する電力の再生可能エネルギーへの転換
- ●経年優化する豊かな自然環境の実現









オープンイノベーションによる新産業の創造

- ●様々なリソースが集まり、イノベーションを牽引する世界的産業クラスターの形成
- ●広範なリレーションとコラボレーションから、顧客起点で絶えず新たな価値を創出







街づくりを通した「超スマート社会」の実現

- ●テクノロジー基盤を活かし、人が集い、互いに支え合う居場所やコミュニティを創出すること で、個人や街が抱える問題を解決
- ■課題先進国として、世界の課題解決モデルとなる街づくりを推進











健やか・安全・安心なくらしの実現

●災害や感染症などの脅威から人々を守る、レジリエントで安全・安心な開発・運営の実践









多様な人材が活躍できる社会の実現

- ●個人の置かれた状況に関わらず、誰もが自分らしく活躍できる生活基盤の整備
- ●人々の可能性を拡げ、将来への期待や希望を醸成する商品・サービスの推進
- ●心と体の健康を増進し、アクティブに人生を楽しむための商品・サービスの推進







コンプライアンス・ガバナンスの継続的な向上

- ●社会の信頼をさらに高める、規律あるコンプライアンス体制の構築
- ●成長と安定を両立させる、強くてしなやかなガバナンス体制の確立

持続可能な社会の構築

継続的な利益成長

■当連結会計年度における主な活動実績

●グループ全体の温室効果ガス削減目標達成に向けた「脱炭素社会実現に向けたグループ行動計画」を策定

当社グループの目標

グループ全体の温室効果ガス排出量を

2030年度までに40%削減(2019年度比)、2050年度までにネットゼロ

<主な取り組み>

- ①2030年度に向けて
- ・国内全新築物件におけるZEB/ZEH水準の環境性能実現
- ・国内全施設の電力グリーン化*1
- ・メガソーラー事業の拡大
- ・サプライチェーン全体での脱炭素に向けたパートナー シップを強化
- ②2050年度を見据えて
- ・洋上風力や地熱などの創エネ事業や新技術創造に向け たオープンイノベーションを推進
- ・エリア全体で脱炭素化を進める街づくりの仕組みを 構築
- ※1 当社が使用する持ち分共用部相当電力(一部所有を含み、各施設内自家発電電力相当を除く)
- ●「ダイバーシティ&インクルージョン宣言」とその取り組み方針を策定

女性活躍推進を重要なテーマとして位置づけ、グループとして定量目標および活動計画を定めました。

当社(単体)の定量目標					
女性管理職比率	女性採用比率	育児休業復帰率	有給休暇取得		
2025年10% 2030年20%	40%	100%	14⊟		

<活動計画>

以下の2つの重視する軸を設定のうえ、各種研修等による組織・上司の意識改革、育児・介護との両立支援制度等の制度拡充、女性活躍推進ワーキンググループ組成等、様々な施策を策定し、取り組んでまいりました。

- ①性別に関わらず育児・介護等を含め多様なライフスタイルや価値観を尊重し合い、長く働き続けられる環境整備
- ②女性活躍を推進する上での組織の意識改革ならびに本人のモチベーション向上・キャリア形成支援

■外部評価

気候変動 女性活躍推進 CDP*2により、気候変動 女性活躍推進に優れた企業 NADE 部門およびサプライヤー として、経済産業省と東京 エンゲージメント評価に CDP 証券取引所が共同で選定す おいて最高評価に選定さ る令和3年度「なでしこ銘 A LIST 柄 に選定されました。 れました。 CLIMATE

※2 2000年に英国で設立された、企業や自治体を対象とした世界的な環境情報開示システムを運営する国際環境非営利団体

賃 貸 業 事





(福岡県福岡市)



「東京ミッドタウン八重洲」 (東京都中央区)



「50ハドソンヤード」 (米国・ニューヨーク)



「三井不動産ロジスティクスパーク船橋Ⅲ」 (千葉県船橋市)



「三井ショッピングパーク ららぽーと上海金橋」 (中国・上海)

国内事業

ビル賃貸事業は、「その先の、オフィスへ」というコンセプトのもと、大規模複合型の開発計画として「東京ミッドタウン八重洲」(東京都中央区)等の開発計画を推進するなど、都市再生に向けた事業展開を図ってまいりました。また、法人向け多拠点型サテライトオフィス「ワークスタイリング」については、働き方の多様化を捉え、個室特化型サテライトオフィス「ワークスタイリング SOLO」や、「三井ガーデンホテルズ」等の提携拠点を含む21拠点を新たに開設し、合計147拠点とするとともに、会員数も大幅に増加いたしました。そのほか「COLORFUL WORK PROJECT」として働き方の多様化への対応をはじめ、企業の健康経営を包括的に支援するサービス「&well」の強化・拡充、非化石証書の活用により電力を実質的に再生可能エネルギーとして提供する「グリーン電力提供サービス」の三大都市圏への拡大などといった企業の経営課題解決に資する施策を実施いたしました。また、賃貸ラボ&オフィス事業においては、「三井リンクラボ柏の葉1」(千葉県柏市)を竣工させました。

商業施設賃貸事業は、リアル施設と三井ショッピングパーク公式通販サイト「Mitsui Shopping Park &mall」を軸とした、新たな顧客体験の提供を実現するオムニチャネル化を加速させました。また、「三井ショッピングパーク ららぱーと福岡」(福岡県福岡市)、「(仮称)三井ショッピングパーク ららぱーと堺」(大阪府堺市)、「(仮称)門真市松生町商業施設計画」(大阪府門真市)等の開発計画を推進するとともに、大型多目的アリーナとなる「(仮称)LaLa arena TOKYO-BAY」(千葉県船橋市)といった新たなアセットクラスにも着手してまいりました。

物流施設賃貸事業は、「ともに、つなぐ。ともに、うみだす。」というコンセプトのもと、「三井不動産ロジスティクスパーク船橋Ⅲ」(千葉県船橋市)、「三井不動産ロジスティクスパーク市川塩浜Ⅱ」(千葉県市川市)を竣工させるとともに、「三井不動産ロジスティクスパーク海老名Ⅰ」(神奈川県海老名市)等の開発計画を推進してまいりました。

海外事業

ビル賃貸事業は、三井不動産アメリカ株式会社において、海外初となる賃貸ラボ&オフィス事業である「イノベーションスクエア Phase II」(米国・ボストン)を竣工させるとともに、「50ハドソンヤード」(米国・ニューヨーク)等の開発計画を推進してまいりました。

商業施設賃貸事業は、MFBBCC Retail Mall Sdn Bhdにおける「三井ショッピングパーク ららぽーとブキッ・ビンタン シティ センター」(マレーシア・クアラルンプール)、上海井橋商業管理有限公司における「三井ショッピングパーク ららぽーと上海金橋」(中国・上海)、三南奥特莱斯股份有限公司における「三井アウトレットパーク 台南」(台湾・台南)を開業させました。

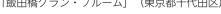
物流施設賃貸事業は、タイ三井不動産株式会社において、「Bangna 2 logistics park 1期」(タイ・チェチェンサオ)を竣工させました。

決算 概要 本事業における当連結会計年度の収益は、合計6,681億円(前期比7.2%増)となり、営業収益全体に占める 割合は31.8%となりました。

譲









「パークコート文京小石川 ザ タワー」 (東京都文京区)



「パークコート虎ノ門」 (東京都港区)



「三井不動産ロジスティクスパーク大阪Ⅰ」 (大阪府大阪市)



「ザ・シルバ」(米国・ワシントンD.C.)

国内事業

住宅分譲事業は、三井不動産レジデンシャル株式会社において、「すまいとくらしのベストパートナー」として、新型コロナウイルスによる「暮らし方」「働き方」の多様化といった不可逆的な顧客ニーズの変化を的確に捉え、それに応える商品・サービスの提案をしてまいりました。また、2030年度までに国内全ての新築物件でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)水準の環境性能を実現するために「カーボンニュートラルデザイン推進計画」を策定いたしました。中高層住宅では、「パークコート文京小石川 ザ タワー」(東京都文京区)、「パークコート虎ノ門」(東京都港区)等を売上に計上するとともに、「パークタワー勝どきミッド/サウス」(東京都中央区)、「パークコート神宮北参道 ザ タワー」(東京都渋谷区)、「三田ガーデンヒルズ」(東京都港区)等の開発計画を推進してまいりました。また、戸建住宅では、「ファインコート深沢七丁目 邸苑の街」(東京都世田谷区)、「ファインコート永福四丁目」(東京都杉並区)、「ファインコート中野鷺/宮シエルテラス」(東京都中野区)等を売上に計上いたしました。

投資家向け分譲事業は、オフィスビル「飯田橋グラン・ブルーム」(東京都千代田区)、「中之島三井ビルディング」 (大阪府大阪市)、三井不動産レジデンシャル株式会社における賃貸住宅「パークアクシス虎ノ門」(東京都港区)、 「パークアクシス木場キャナルウェスト」(東京都江東区)、「パークアクシス菊川ステーションゲート」(東京都墨田区)、「パークアクシス上野三丁目」(東京都台東区)、物流施設「三井不動産ロジスティクスパーク八千代勝田台」(千葉県八千代市)や「三井不動産ロジスティクスパーク大阪 I 」(大阪府大阪市)等を売上に計上いたしました。

海外事業

住宅分譲事業は、三井不動産アメリカ株式会社において、「200 アムステルダム」(米国・ニューヨーク)を売上に 計上するとともに、オーストラリア三井不動産株式会社において、「MAC」(オーストラリア・シドニー)に参画い たしました。

投資家向け分譲事業は、三井不動産アメリカ株式会社において、賃貸住宅として「ザ・シルバ」(米国・ワシントン D.C.)等を竣工させました。また、英国三井不動産株式会社において、オフィスビル「8-10 ムーアゲート」(英国・ロンドン)を売上に計上いたしました。

決算 概要 本事業における当連結会計年度の収益は、合計6,438億円(前期比9.9%減)となり、営業収益全体に占める割合は30.7%となりました。

マネジメント事業





「パークアクシスプレミア南青山」(東京都港区)



三井不動産ビルマネジメント(株)



パークアクシスプレミア日本橋室町」(東京



三井不動産商業マネジメント (株)



三井不動産ファシリティーズ (株)



三井不動産リアルティ(株)「三井のリハウス」・「三井のリパーク」・「カレコ・カーシェアリングクラブ」

仲介・アセットマネジメント等事業におきましては、不動産流通事業の拡大に向け、三井不動産リアルティ株式会社における「三井のリハウス」を中心とした個人向け住宅仲介事業や、法人向け事業用不動産の仲介事業、三井不動産レジデンシャル株式会社における住宅販売受託事業ならびに日本ビルファンドマネジメント株式会社、株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメント、三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社、三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社および三井不動産投資顧問株式会社におけるファンドマネジメント事業等を推進してまいりました。

プロパティマネジメント事業におきましては、三井不動産レジデンシャルサービス株式会社における住宅管理受託事業、三井不動産ビルマネジメント株式会社、三井不動産ファシリティーズ株式会社および三井不動産商業マネジメント株式会社におけるオフィスビル・商業施設の運営管理受託事業等を推進してまいりました。また、三井不動産レジデンシャルリース株式会社における「東京ミッドタウン・レジデンシィズ」、「パークアクシスプレミア南青山」、「クラス青山」(いずれも東京都港区)、「パークアクシスプレミア日本橋室町」(東京都中央区)等の高品質な賃貸住宅の運営管理、三井不動産リアルティ株式会社における総合駐車場事業「三井のリパーク」、カーシェアリング事業「カレコ・カーシェアリングクラブ」、三井ホームエステート株式会社における賃貸住宅の運営管理事業等を推進してまいりました。

その他の事業







三井ホーム(株)「MOCXION INAGI(モクシオン稲城)」(東京都稲城市)



「東京ドーム」(東京都文京区)提供:読売新聞社



「フォーシーズンズホテル東京大手町」(東京都千代田区)



「ハレクラニ」(米国・ホノルル)

国内事業

施設営業事業におきましては、株式会社三井不動産ホテルマネジメントにおけるホテルチェーン「三井ガーデンホテルズ」、三井不動産リゾートマネジメント株式会社における「ハレクラニ沖縄」(沖縄県恩納村)、「HOTEL THE MITSUI KYOTO」(京都府京都市)、「フォーシーズンズホテル東京大手町」(東京都千代田区)、志摩リゾートマネジメント株式会社における「AMANEMU(アマネム)」(三重県志摩市)等、ホテル・リゾート事業を推進してまいりました。また、新たに「NEMU フォレストヴィラ」(三重県志摩市)、「三井ガーデンホテル柏の葉パークサイド」(千葉県柏市)、「ブルガリ ホテル 東京」、「ウォルドーフ・アストリア東京日本橋」(いずれも東京都中央区)等の開発計画を推進してまいりました。

新築請負事業におきましては、三井ホーム株式会社において、培ってきた優れた技術力、デザイン力にさらなる磨きをかけ、住宅や施設系建築物の設計・施工請負事業、リフォーム事業等を推進してまいりました。人と環境にやさしいサステナブルな建築資源である「木」を構造材に用いた木造マンションの新ブランド「MOCXION(モクシオン)」を立上げ、その第1号物件として「MOCXION INAGI(モクシオン稲城)」(東京都稲城市)を竣工させるなど、中層以上の共同住宅の木造化・木質化も促進することで、脱炭素社会実現へ向けた取り組みを推進しております。また、三井デザインテック株式会社においては、オフィスビル・ホテル・住宅の内装工事請負事業等を推進してまいりました。東京ドーム事業におきましては、過去最大規模のリニューアルを実施いたしました。従来の約4.4倍の面積となる国内最大級のメインビジョンの新設や、入場ゲートおよびコンコースのデザイン刷新、多様な観戦スタイルに対応した新たな観客席の設置に加え、完全キャッシュレス化や顔認証技術の導入等を行いました。また、法人向け多拠点型サテライトオフィス「ワークスタイリング」と東京ドームホテルが拠点提携するとともに、三井ショッピングパーク公式通販サイト「Mitsui Shopping Park &mall」内に「東京ドームシティ」ショップをオープンいたしました。

海外事業

施設営業事業におきましては、ハレクラニ コーポレーションにおける「ハレクラニ」(米国・ホノルル)をリニューアルオープンいたしました。

決算 概要 本事業における当連結会計年度の収益は、合計3,594億円(前期比34.7%増)となり、営業収益全体に占める割合は17.1%となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、「日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業」(東京都中央区)における保留床の取得、「ハレクラニ」(米国・ホノルル)のリニューアルなどを中心に合計2,723億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、2022年1月21日に第4回米ドル建無担保普通社債(グリーンボンド)3億米ドルを発行いたしました。

日 付	社債の名称	金額
2021年1月21日	第4回米ドル建無担保普通社債(グリーンボンド)	3 億ドル

また、今後の機動的な資金調達を可能とするために、2022年3月25日開催の取締役会において、総額2,000億円の国内もしくはユーロ円建て無担保普通社債および総額1,000億円の海外無担保普通社債の発行に関する包括決議を行っております。

(4) 対処すべき課題

今後の社会経済環境の見通しにつきましては、ワクチン接種の促進、治療薬の実用化等により、社会経済活動の正常化が期待されるものの、新型コロナウイルス感染症による影響が当面の間、続くことが想定されます。さらに、新型コロナウイルス感染症からの回復による需要急増に加え、ロシアのウクライナ侵攻等に伴うエネルギー価格の高騰、食料不足、サプライチェーン・物流の混乱等、供給面の制約により世界各国でインフレが進行するなど、世界経済は不安定な状況が続くことが見込まれます。わが国においても、インフレや金利上昇等のリスクの顕在化に備える必要があると考えております。

このような見通しのもと、引き続き、ウイルスの特性に応じた感染対策を各施設で徹底し、施設営業の正常化を図るとともに、ウィズコロナならではの需要の取り込みを継続して実施することで、収益の拡大を図ってまいります。あわせて、新型コロナウイルス感染症により暮らし方・働き方が変化するなか、不可逆的なものを的確に捉え、ビジネスモデル改革を一層推進してまいります。ポストコロナの街づくりにおいては、顧客ニーズにあわせてリアルとデジタルを最適に組み合わせる「リアルエステート・アズ・ア・サービス」の提供が重要であると考えております。リアル空間については、人と人がリアルに接触することによるイノベーション、雑談等の偶然性から生まれる新しい価値、五感で感動体験を得るスポーツ・エンターテインメントなど、デジタルでは代替できない価値が再認識されたと考えており、リアル空間の付加価値を最大限に高めてまいります。また、デジタルが適している部分については、デジタルトランスフォーメーションを加速させ、街に蓄積したデータとデジタル技術を活用して、暮らしやすい、便利で快適で、生産性の上がる街づくりを進めてまいります。

ESG・サステナビリティに関する取り組みとしては、特に気候変動に対する取り組みの重要性が高まっており、2050年度までにグループ全体の温室効果ガス排出量をネットゼロとする目標達成に向けて定めた「脱炭素社会実現に向けたグループ行動計画」に基づき、国内全ての新築物件におけるZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)水準の環境性能実現、国内全施設における電力グリーン化等の再生可能エネルギーの積極活用、メガソーラー事業の拡大、サプライチェーン全体での脱炭素に向けたパートナーシップ強化等に取り組んでまいります。また、ダイバーシティ&インクルージョンの推進も、重要な競争戦略として考えており、「ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言」とその取り組み方針に基づき、グループ各社における女性活躍推進に向けたロードマップ策定とその実行など、グループ全体での取り組みを進めてまいります。さらに、法令の遵守や労働に係る人権尊重等について定めた「サステナブル調達基準」の当社グループ内および取引先への再周知やサプライヤーへの人権デューデリジェンスの拡大による「ビジネスと人権」の取り組みを推進するなど、重要なESG課題についてもグループ全体で取り組んでまいります。

当社グループは、グループ長期経営方針「VISION 2025」の達成に向け、「街づくりを通して、持続可能な社会の構築を実現」、「テクノロジーを活用し、不動産業そのものをイノベーション」、「グローバルカンパニーへの進化」をビジョンに掲げ、引き続き「顧客志向の経営」、「ビジネスイノベーション」、「グループ経営の進化」の3つの基本ストラテジーの実践による価値創造に取り組んでまいります。また、これらの取り組みを通じて、社会全体のESG課題の解決やSDGsの達成に貢献してまいります。さらに、内部管理態勢の強化など、引き続きコーポレートガバナンスを充実させ、企業価値の向上に一層努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分		第107期 2018年度	第108期 2019年度	第109期 2020年度	第110期(当期) 2021年度
売上高	(億円)	18,611	19,056	20,075	21,008
営業利益	(億円)	2,621	2,806	2,037	2,449
経常利益	(億円)	2,541	2,585	1,688	2,249
親会社株主に帰属する 当期純利益	(億円)	1,686	1,839	1,295	1,769
1株当たり当期純利益	(円)	171.30	188.35	134.44	184.44
総資産	(億円)	68,027	73,953	77,419	82,080
純資産	(億円)	24,208	24,865	26,559	29,137
1株当たり純資産	(円)	2,384.87	2,480.36	2,656.42	2,942.11

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
三井不動産レジデンシャル株式会社	400億円	100 %	住宅等の開発・分譲・賃貸、販売受託
三井不動産リアルティ株式会社	200億円	100 %	不動産の仲介・コンサルティング、 駐車場の運営・管理、カーシェアリングサービス
三井ホーム株式会社	139 億円	100 %	ツーバイフォー工法による住宅建築、 医療・福祉等の施設系建物の建築、住宅リフォーム
株式会社東京ドーム	20 億円	80 %	東京ドームシティ等の事業推進・運営・管理
三井不動産アメリカ株式会社 (MITSUI FUDOSAN AMERICA, INC.)	722 千米ドル	100 %	米国における事業の統括および推進

⁽注) 当社の100%子会社であるMFAホールディング株式会社 (MFA Holding, Inc.) が、持株会社として三井不動産アメリカ株式会社 (MITSUI FUDOSAN AMERICA, INC.) の株式を100%保有しております。

(7) 主要な営業所

① 当社

本社:東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

支社: 関西支社(大阪市)

支店:北海道支店(札幌市) 東北支店(仙台市)

 千葉支店 (千葉市)
 横浜支店 (横浜市)

 中部支店 (名古屋市)
 京都支店 (京都市)

 中国支店 (広島市)
 九州支店 (福岡市)

② 子会社

三井不動産レジデンシャル株式会社本社(東京都中央区)

三井不動産リアルティ株式会社本社(東京都千代田区)

三井ホーム株式会社本社 (東京都新宿区)

株式会社東京ドーム本社(東京都文京区)

三井不動産アメリカ株式会社(MITSUI FUDOSAN AMERICA, INC.)本社(米国)

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
	+416 ^名

⁽注) 従業員数は就業人員数であります。

(9) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	3,139 億円
株式会社三菱UFJ銀行	3,098
株式会社みずほ銀行	1,787
日本生命保険相互会社	1,014

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 3,290,000,000株

(2) 発行済株式の総数 959,474,447株 (自己株式8,969,356株を含む)

(3) 株主数 38,787名

(4) 大株主

*#÷~	当社への出資状況	
株主名	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	179,321 千株	18.87 %
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	72,261	7.60
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	22,904	2.41
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	16,801	1.77
シービーロンドンスティッチングペンショエンフォンズゾーグエンウェルジジン	13,864	1.46
鹿島建設株式会社	13,362	1.41
株式会社三井住友銀行	12,982	1.37
ステート ストリート バンク アンド トラスト クライアント オムニバス アカウント オーエムゼロツー 505002	12,421	1.31
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	12,326	1.30
エヌエスエル デイテイテイ クライアント アカウント 1	11,409	1.20

⁽注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年6月26日開催の第108回定時株主総会にて、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様とのより一層の株主価値の共有を目的として、ストックオプションに代えて譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。2021年6月29日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として、新株式の発行を行うことを決議し、2021年7月28日に普通株式200.170株を発行しています。

当社の取締役に割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。なお、当該譲渡制限付株式は、対象取締役が 任期満了その他正当な事由によって退任した場合には制限を解除し、法令違反行為その他の正当な事由以外の事由に より退任した場合は、当社が割当株式を無償で取得します。

	株式数	交付対象者
取締役(社外取締役を除く)	69,290株	8名

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主環元の拡充を目的として、自己株式の取得および消却を以下のとおり実施いたしました。

・自己株式の取得(2021年5月14日取締役会決議)

取得対象株式の種類および数	普通株式6,007,500株
取得価額の総額	14,999,763,000円
取得した期間	2021年8月20日から2021年12月7日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

・自己株式の取得(2022年2月4日取締役会決議)

取得対象株式の種類および数	普通株式5,882,600株
取得価額の総額	14,999,872,950円
取得した期間	2022年2月10日から2022年3月3日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

・自己株式の消却(2022年2月4日取締役会決議)

消却対象株式の種類および数	普通株式6,007,500株
消却日	2022年2月28日

(注) 消却する株式の数は、2021年5月14日の取締役会決議により取得した自己株式6.007.500株となります。

あわせて、さらなる株主還元の拡充を目的として機動的な自己株式取得を実施するため、以下のとおり自己株式の取得の決議を行いました。また、自己株式消却の決議を行いました。

・自己株式取得の決議(2022年5月13日取締役会決議)

取得対象株式の種類および総数の上限	普通株式10,000,000株
取得価額の総額の上限	15,000,000,000円
取得期間 (予定)	2022年5月16日から2023年3月31日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

・自己株式消却の決議(2022年5月13日取締役会決議)

消却対象株式の種類および数	普通株式5,882,600株
消却日	2022年5月31日

(注) 消却する株式の数は、2022年2月4日の取締役会決議により取得した自己株式5,882,600株となります。

(7) その他当社が保有する株式に関する事項

①政策保有株式に関する縮減方針

当社は、政策保有株式の保有状況を継続的に見直しており、定量的な保有の合理性や取引先との関係をふまえた保有意義を確認したうえで、縮減する方針としております。なお、当社は、事業戦略、取引先との関係等を総合的に勘案し、当社グループの企業価値を向上させるため中長期的な観点において経営戦略上有効と考えられる上場株式を純投資目的以外の株式(政策保有株式)として保有しております。

②政策保有株式に関する売却実績

2018年12月の縮減方針策定以降、1,187億円、1,356万株、18銘柄の株式を売却しております。 2021年度においては、507億円、365万株、4銘柄の株式を売却いたしました。

③政策保有株式に関する取締役会での検証内容

保有の合理性の検証においては、保有に伴う便益・リスク等が資本コストに見合っているかという検証を行い、さらに取引実績・安定した資金調達・事業機会創出等の観点から保有意義を確認するとともに、当社グループの中長期的な企業価値向上に資するかを検証しております。

2022年5月13日開催の取締役会において、個別銘柄ごとの定量的な保有の合理性や取引先との関係をふまえた保有意義を確認し、保有の適否について検証いたしました。その結果、保有の合理性や保有意義が薄れた銘柄については、株式市場への影響等も勘案し売却の検討を進めます。

④純投資目的以外の目的で保有する株式の状況

- (1) 銘柄数:128 (うち上場株式 57) 貸借対照表計上額 7.415億円 (うち、上場株式 7.301億円)
- (2) 主要銘柄【株式会社オリエンタルランド】

持ち合いの有無	無	貸借対照表計上額	5,594億円
保有経緯・目的	当社グループが運営・管理するは、東京ディズニーリゾート 東京ディズニーランド、東京	携わり、当時より同社株式を係る千葉県浦安市所在の三井ガのパートナーホテルであり、ほディズニーシーのオフィシーの円滑な推進および事業機会	ーデンホテルプラナ東京ベイ また、当社は同社が運営する ャルスポンサーであることか
売却実績	2019年度:96万株(129億 2021年度:300万株(484	13) ==== 1 /2 ===/3 1:1:	(456億円)

その他の株式の保有状況については当社ウェブサイト(https://www.mitsuifudosan.co.jp/corporate/ir/shareholder/meeting/)に掲載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

	氏	名		地 位		担当および重要な兼職の状況等
岩	沙	34	道	代表取締役会	会長	㈱テレビ東京ホールディングス社外取締役
菰	\blacksquare	正	信	代表取締役	社長	
北	原	義	_	代表取締	行役	ソリューションパートナー本部、商業施設本部、ホテル・リゾート本部、 ロジスティクス本部、豊洲プロジェクト推進部、開発企画部、五反田開発部担当
藤	林	清	隆	取 締	役	すまいとくらしの連携本部、住宅分譲事業および賃貸住宅事業関係業務担当
小目	野澤	康	夫	取 締	役	総務部、秘書部、広報部、人事部、関連事業部、関西支社・支店総括業務担当 (株)帝国ホテル社外取締役
Ш	本	隆	志	取 締	役	海外事業本部担当
植	Ш		俊	取締	役	建設企画部、ビルディング本部、ビジネスイノベーション推進部、 ライフサイエンス・イノベーション推進部、ベンチャー共創事業部、 日比谷街づくり推進部、日本橋街づくり推進部総括業務、東京ミッドタウン事業部、 柏の葉街づくり推進部担当
浜	本		涉	取 締	役	経理部、経営企画部、DX本部、サステナビリティ推進部、企画調査部、 S&E総合研究所担当
野ス	木森	雅	郁	取 締	役	(株)ダイセル社外取締役 (株)リニカル社外取締役
中	Ш	恒	博	取 締	役	東海東京フィナンシャル・ホールディングス㈱社外取締役
伊	東	信-	一郎	取 締	役	ANAホールディングス㈱取締役会長
河	合	江西	■子	取 締	役	国立大学法人京都大学名誉教授 ㈱大和証券グループ本社社外取締役 シミックホールディングス(㈱社外取締役 ヤマハ発動機(㈱社外監査役
佐	藤	雅	敏	常任監査役(常	営勤)	
石	神	裕	之	常任監査役(常	営勤)	㈱帝国ホテル社外監査役
加	藤	義	孝	監查	役	公認会計士 住友化学㈱社外監査役 住友商事㈱社外監査役
真	砂		靖	監査	役	弁護士、西村あさひ法律事務所オブカウンセル 日本テレビホールディングス㈱社外取締役
尾	関	幸	美	監査	役	中央大学大学院法務研究科教授 (株)ブルボン社外取締役

- (注) 1. 取締役 野木森雅郁、中山恒博、伊東信一郎、河合江理子の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役 加藤義孝、真砂靖、尾関幸美の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 当社は野木森雅郁、中山恒博、伊東信一郎、河合江理子の4氏および加藤義孝、真砂靖、尾関幸美の3氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 - 4. 常任監査役 佐藤雅敏氏は、当社の経理部門において業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 監査役 加藤義孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 監査役 真砂靖氏は、財務省において業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 7. 当社と上記兼職先との間には、重要な取引関係はありません。
 - 8. 北原義一氏は2022年4月1日付で代表取締役から取締役に変更となっております。また、2022年4月1日付で㈱東京ドーム代表取締役会長 CEOに就任しております。
 - 9. 藤林清隆、小野澤康夫の両氏は2022年4月1日付で取締役から代表取締役に就任しております。
 - 10. 伊東信一郎氏は2022年3月31日付でANAホールディングス㈱取締役会長を退任し、2022年4月1日付でANAホールディングス㈱特別顧問に就任しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

- (1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等
- ・取締役報酬については、基本報酬、短期インセンティブとして各期の業績等を総合的に勘案したうえで株主総会で 決議される賞与、当社グループの企業価値の持続的な向上と株主の皆様とのより一層の株主価値の共有を目的とし た中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬という構成としております。なお、社外取締役は基本報酬の みとしております。また、監査役報酬については、基本報酬のみとしております。
- ・業績連動報酬である賞与および譲渡制限付株式報酬に係る指標は、取締役報酬と業績および株主価値の連動性を高めるため、当期の業績、ESGに関する取り組みの状況、株主還元方針に基づく株主の皆様への利益還元、グループ 長期経営方針「VISION 2025」の進捗、経済情勢、事業環境等を総合的に勘案しております。
- ・取締役報酬における業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬である基本報酬の支給割合は、業績連動報酬は約45% ~約50%、業績連動報酬以外の報酬は約50%~約55%を目途としております。
- ・取締役報酬については、社内取締役2名、独立社外取締役が過半数の4名の計6名にて構成され、独立社外取締役を 委員長とする報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて決定しております。監査役報酬については、監査役の協 議により決定しております。
- ・取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、上述の決定方針に基づき、報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

基本報酬については、2018年6月28日開催の第106回定時株主総会にて、取締役の基本報酬を月額9,000万円以内(うち社外取締役分は月額1,000万円以内)、監査役の基本報酬を月額2,000万円以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名(うち社外取締役4名)、監査役の員数は5名(うち社外監査役3名)です。取締役賞与については、本株主総会において当期末時点の取締役8名(社外取締役を除く)に対して総額464百万円とすることを決議する予定としております。取締役の譲渡制限付株式報酬については、2020年6月26日開催の第108回定時株主総会にて、ストックオプションに代えて譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を年額6億円以内にて支給すること、割り当てる譲渡制限付株式の総数を年200,000株以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名(うち社外取締役4名)です。

③当該事業年度に係る報酬等の総額

	報酬等の総額	報酬等	対象となる		
役員区分	(百万円)	基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	役員の員数(名)
取締役	1,342	714	464	163	13
(うち社外取締役)	(76)	(76)	(—)	(—)	(5)
監査役	152	152			5
(うち社外監査役)	(46)	(46)	_	_	(3)
合計	1,495	867	464	163	18
(うち社外役員)	(122)	(122)	(—)	(—)	(8)

- (注) 1. 上記人数および報酬等の額には、2021年6月29日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。取締 役賞与については、本株主総会において決議する予定としております。
 - 2. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容および交付状況は、事業報告「2 (5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 (34頁)に記載のとおりです。
 - 3. 業績連動報酬に係る業績の指標は、当期の業績、ESGに関する取り組みの状況、株主還元方針に基づく株主の皆様への利益還元、グループ長期経営方針 [VISION 2025] の進捗、経済情勢、事業環境等を総合的に勘案しており、その実績として、当期の業績については、売上高2兆1,008億円(前期比4.6%増)、営業利益2,449億円(前期比20.2%増)、経常利益2,249億円(前期比33.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,769億円(前期比36.6%増)となり、前期比増収増益となりました。株主の皆様への利益還元の実績については、当期の1株当たりの年間配当は55円(期末配当については本株主総会にて決議予定)、自己株式取得については、事業報告「2(6)その他株式に関する重要な事項」(35頁)に記載のとおり、既に取得済みの約150億円に加えて、取締役会にて150億円を上限とする取得の決議を行っており、総還元性向は46.6%となります。ESGに関する取り組みの状況やグループ長期経営方針「VISION 2025」の進捗については、事業報告「1(1)事業の経過およびその成果」(15~26頁)に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項 事業年度における主な活動状況

氏 名	区分	主な活動状況 (出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要)
野木森 雅 郁	取締役	当事業年度開催の取締役会12回に全て出席し、経営に関する幅広い見識等に基づき、客観的・専門的な観点からコンプライアンスやグローバル事業等に関する提言・指摘等を多く行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。 また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員長として、委員会において重要な役割を果たすなど、取締役選任プロセスや取締役報酬決定プロセスの透明性確保に貢献しております。
中山恒博	取締役	当事業年度開催の取締役会12回に全て出席し、経営に関する幅広い見識等に基づき、客観的・専門的な観点から金融やリスクマネジメント等に関する提言・指摘等を多く行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。 また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、客観的な立場から議論に参加し、取締役選任プロセスや取締役報酬決定プロセスの透明性確保に貢献しております。
伊東信一郎	取締役	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、経営に関する幅広い見識等に基づき、客観的・専門的な観点からブランディングやイノベーション等に関する提言・指摘等を多く行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。 また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、客観的な立場から議論に参加し、取締役選任プロセスや取締役報酬決定プロセスの透明性確保に貢献しております。
河合 江理子	取締役	当事業年度在任期間中に開催の取締役会10回に全て出席し、経営に関する幅広い見識等に基づき、客観的・専門的な観点から女性活躍推進やESG・サステナビリティ等に関する提言・指摘等を多く行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、客観的な立場から議論に参加し、取締役選任プロセスや取締役報酬決定プロセスの透明性確保に貢献しております。

	氏 名 区 分			区 分)	主な活動状況	
加	藤	義	孝	監	査	役	当事業年度開催の取締役会12回および監査役会12回に全て出席し、会計・税務等に関する専門的な知識や豊富な経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べるなど、取締役の職務執行の監査という役割を適切に果たしております。
真	砂		靖	監	査	役	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回、監査役会12回のうち11回に出席し、財務・法務等に関する専門的な知識や豊富な経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べるなど、取締役の職務執行の監査という役割を適切に果たしております。
尾	関	幸	美	監	査	役	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回および監査役会12回のうち11回に出席し、会社法等に関する専門的な知識や豊富な経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べるなど、取締役の職務執行の監査という役割を適切に果たしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は各社外役員との間で同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金を填補することとしており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員、グループ執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

1	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	198百万円
2	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	554百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の重要な子会社である三井不動産アメリカ株式会社 (MITSUI FUDOSAN AMERICA, INC.) の株式を100%所有しているMFAホールディング株式会社 (MFA Holding, Inc.) は、当社の会計監査人以外の外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者の監査を受けております。
 - 3. 監査役会は、前事業年度の監査計画と実績を踏まえ、監査の遂行状況の相当性を確認し、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の 監査時間や人員配置などの内容および報酬の前提となる見積もりを精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を 行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンフォートレターの作成業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社都合の場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける場合など、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当該会計監査人の解任または不再任につき審議いたします。

その結果、解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査役会が監査役全員の同意により当該会計監査人を解任するか、もしくは監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該決定に基づき取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制での他業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容及び当該体制の運用状況の概要

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容
- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づき、コンプライアンス推進計画の策定・実施等を通じてコンプライアンスの徹底を図るとともに、「リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備を図り、法令及び定款に違反する行為を未然に防止している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書規程」「情報管理規則」「情報システム管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規則」等の社内規程を定め、「経営会議」にて当社及び当社グループのリスクマネジメントを統括し、「リスクマネジメント委員会」を業務リスクを管理する組織とし、「業務委員会」を事業リスクを管理する組織として、リスク課題の抽出・把握や対応策の立案を行っている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

従来、取締役が担ってきた経営機能と執行機能の分離・強化を推進することを目的として、「執行役員制度」を導入し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制をとっている。

また、「取締役会」の決定に基づく業務執行については、「組織規則」「職務権限規則」等の社則規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続を定め、効率的に業務を推進している。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づき、コンプライアンス推進計画の策定・実施等を通じてコンプライアンスの徹底を図るとともに、「リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備を図り、法令及び定款に違反する行為を未然に防止している。

また、「内部相談制度規程」に基づき、社内及び社外にコンプライアンス上の問題に関する相談窓口を設置している。

さらに、内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、コンプライアンス体制の運用及び法令等の遵守の状況について監査し、「取締役会」及び監査役に対し報告している。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社監理規程」及び「海外関係会社監理規程」の適切な運用により、子会社の取締役の職務執行の効率性を確保しつつ、当社の承認及びモニタリング等を基本とした経営管理を行っている。

また、各グループ会社は、「三井不動産グループコンプライアンス方針」のもと、コンプライアンス体制及び内部相談制度を整備し、内部監査部門等によりコンプライアンス体制の運用及び法令等の遵守の状況について監査し、「取締役会 | 及び監査役に対し報告している。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する専任の組織として「監査役室」を設置し、専任の使用人を配置している。

当該使用人は監査役の指揮命令系統に属しており、その人事評価は監査役が行い、人事異動については事前に監査 役と協議することとしている。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の 監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、「取締役会」に出席している。

また、常勤の監査役は、当社グループの内部統制及びリスクマネジメントを統括する[経営会議]に出席し、必要な報告を受け、「監査役会」にて共有している。

さらに、監査役は、内部監査部門及び会計監査人から定期的に監査に関する報告を受け、情報交換を行うなど、相 互の連携を図っている。

内部相談の対象となった事項は、「リスクマネジメント委員会」を通じて、適宜、常勤の監査役に報告され、「内部 相談制度規程」には、相談者に対して相談行為を理由に不利益な取り扱いを受けない旨が定められている。 ⑨ 子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

常勤の監査役は、当社グループの内部統制及びリスクマネジメントを統括する「経営会議」に出席し、必要な報告を受け、「監査役会」にて共有している。

また、子会社の取締役及び監査役等と、直接または所管する部門を通じて、適宜、情報交換に努めているほか、子会社の内部監査の実施状況について報告を受けている。

各グループ会社の「内部相談制度」において対象となった事項は、所管する部門及び「リスクマネジメント委員会」を通じて、適宜、当社の常勤の監査役にも報告され、各社の内部相談制度に関する規程には、相談者に対して相談行為を理由に不利益な取り扱いを受けない旨が定められている。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役の職務執行に必要な費用は、会社が実費を負担することとしている。

- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスの浸透を図るため、コンプライアンス推進計画を策定のうえ、各種研修・啓発活動、コンプライアンスを確保するためのモニタリングを実行することにより、適切なコンプライアンス活動の実践を図っています。

毎年度の活動結果については「取締役会」等に報告し、結果を踏まえた改善や新たな取り組みについて検討のうえ、次年度以降の計画に反映しています。

当期につきましては、2021年3月26日開催の「取締役会」にて2021年度のコンプライアンス推進計画を策定し、2022年3月4日開催の「取締役会」にてその活動報告を行いました。

② リスク管理体制

当期は当社及び当社グループのリスクマネジメントを統括する「経営会議」を44回、業務リスクを管理する組織である「リスクマネジメント委員会」を12回、事業リスクを管理する組織である「業務委員会」を22回開催いたしました。

なお、「リスクマネジメント委員会」および「業務委員会」の内容につきましては、半期ごとに「取締役会」に報告しております。

③ 取締役の職務執行・効率的職務執行体制

「取締役会」は、社外取締役4名を含む取締役12名で構成されており、社外監査役3名を含む監査役5名も出席しております。当期においては12回開催されており、活発に意見交換を行いつつ審議及び報告を行っております。

なお、社外取締役に対しましては、事前に議案説明を行うほか、議案に関連して資料提供、情報提供の要請があった場合は、速やかに対応しております。

また、「取締役会」で審議される議案は、原則としてあらかじめ、役付執行役員を構成員とする「経営会議」の審議を経ており、「経営会議」には、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常勤の監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

④ 内部監査の実施

社長直轄の独立した組織である監査室が、「取締役会」で承認された監査計画に従って内部監査を実施し、内部統制の整備・運用状況を確認するとともに、監査対象部門に対して監査指摘事項の改善指導を行い、内部統制の有効性の向上に努めております。

監査結果は、社長及び常勤の監査役に毎月報告するとともに、半期ごとに「取締役会」、「監査役会」等に報告しております。

当期につきましては、2021年3月26日開催の「取締役会」にて2021年度の監査計画を策定し、2021年11月26日及び2022年3月25日開催の「取締役会」にて報告を行いました。

⑤ グループ管理体制

当社は、「関係会社監理規程」及び「海外関係会社監理規程」を適切に運用し、各グループ会社の業務遂行について、承認及びモニタリング等を基本とした経営管理を行っております。

当社グループは、「三井不動産グループコンプライアンス方針」を制定し、法令遵守はもとより、企業倫理に従った公正で透明性の高い企業活動を遂行することを宣言しています。

グループ会社の内部監査については、各社の内部監査体制の整備を図るとともに、所管する部門及び監査室が各社の監査計画や監査結果を確認のうえ、必要な指示や支援を行っています。また、各社の監査結果は定期的に当社の常勤の監査役に報告されています。

⑥ 監査役の職務執行・監査役監査の実効性を確保するための体制

「監査役会」は、社外監査役3名を含む監査役5名で構成されております。当期においては12回開催されており、監査役相互による意見交換等が行われております。

また、監査役は、「取締役会」に出席しており、社外監査役に対しましては、必要に応じ、事前に議案説明を行っております。

さらに、常勤の監査役は、「経営会議」に出席するとともに、各部門、各支店、子会社等への監査や監査室との連携等を通じ、情報収集に努めております。これらの内容につきましては、「監査役会」で報告し、監査役全員が共有するようにしております。また、常勤の監査役は、社外取締役に対するヒアリング等を通じて、社外取締役との連携を図っております。

なお、内部相談制度に基づき、社内及び社外にコンプライアンス上の問題に関する内部相談窓口を設置しており、当社の内部相談の対象となった事項は、「リスクマネジメント委員会」を通じて、また、各グループ会社の内部相談の対象となった事項は、所管する部門及び「リスクマネジメント委員会」を通じて、随時、当社の常勤の監査役に報告されています。

以上のご報告は、つぎの方法により記載しております。

- (1) 億円、百万円、千米ドル単位の記載金額は、表示単位未満切捨てにより表示しております。
- (2) 千株、万株単位の記載株式数は、表示単位未満切捨てにより表示しております。
- (3) 比率の記載は、表示単位未満四捨五入により表示しております。
- (4) 1. (6)「重要な子会社の状況」以降の事項については、特に記載のないかぎり、2022年 3 月31日現在の状況を記載しております。
- (5) 東京ミッドタウン八重洲、50ハドソンヤード(いずれも19頁)、ハレクラニ(25頁)の画像は、イメージパー スです。

以上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

	B State of the sta
流動資産	2,567,870
現金及び預金	146,329
受取手形、売掛金及び契約資産	61,465
有価証券	99
販売用不動産	1,188,685
仕掛販売用不動産	540,648
開発用土地	300,080
未成工事支出金	8,157
その他の棚卸資産	10,419
前渡金	22,290
短期貸付金	16,949
営業出資金	9,803
その他	263,752
貸倒引当金	△810
固定資産	5,640,141
有形固定資産	3,841,825
建物及び構築物	1,404,643
機械装置及び運搬具	53,579
土地	2,047,375
建設仮勘定	252,515
その他	83,711
無形固定資産	72,310
借地権	34,115
その他	38,194
投資その他の資産	1,726,006
投資有価証券	1,217,008
長期貸付金	8,302
敷金及び保証金	170,859
退職給付に係る資産	65,082
繰延税金資産	25,574
再評価に係る繰延税金資産	15
その他	240,228
貸倒引当金	△1,064
資産合計	8,208,012

	(単位:百万円)
負債の き	部
流動負債	1,277,080
支払手形及び買掛金	135,097
短期借入金	299,018
ノンリコース短期借入金	198,172
コマーシャル・ペーパー	36,000
1年内償還予定の社債	86,707
ノンリコース1年内償還予定の社債	21,700
未払法人税等	59,591
契約負債	141,891
完成工事補償引当金	744
債務保証損失引当金	0
その他	298,155
固定負債	4,017,179
社債	652,559
ノンリコース社債	49,750
長期借入金	2,043,198
ノンリコース長期借入金	280,127
受入敷金保証金	443,919
繰延税金負債	299,398
再評価に係る繰延税金負債	91,088
退職給付に係る負債	49,865
役員退職慰労引当金	775
その他	106,497
負債合計	5,294,259
40 30 12 17 1	3
株主資本	2,081,563
資本金	340,162
資本剰余金	372,471
利益剰余金 自己株式	1,390,511
日に休工 その他の包括利益累計額	△21,582
その他の包括利益系計額 その他有価証券評価差額金	714,910 471,794
その他有価証券計画左領並 繰延ヘッジ損益	
	10,303
土地再評価差額金 為替換算調整勘定	194,159 10,430
荷賀挽昇調発凱た 退職給付に係る調整累計額	28.222
返収値的に係る調整系計額 新株予約権	1.340
非支配株主持分	115,938
	2,913,752
	8,208,012
只说: 代見任口引	0,200,012

(単位:百万円)

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

			(+14 - 0/31
科目	金	額	
営業収益			2,100,870
営業原価			1,650,428
営業総利益			450,441
販売費及び一般管理費			205,462
営業利益			244,978
営業外収益			
受取利息	1,184		
受取配当金	6,223		
持分法による投資利益	2,161		
補助金収入	5,485		
その他	3,711		18,767
営業外費用		_	
支払利息	31,606		
その他	7,199		38,805
経常利益			224,940
特別利益			
固定資産売却益	6,885		
投資有価証券売却益	51,726		58,612
特別損失			
固定資産除却損	7,447		
減損損失	9,477		
新型コロナウイルス感染症による損失	4,223		21,149
税金等調整前当期純利益			262,403
法人税、住民税及び事業税	101,361		
法人稅等調整額	△14,712		86,649
当期純利益			175,754
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)			△1,231
親会社株主に帰属する当期純利益			176,986

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

710/J/W2/	(2022		J 1 L 1		
	資	産	の	部	
流動資産					1,243,213
現金及び預金					12,233
売掛金及び契約	資産				7,949
販売用不動産					473,256
仕掛販売用不動	産				44,983
開発用土地					107,317
前渡金					2,330
前払費用					7,432
短期貸付金					539.745
未収入金					26.637
営業出資金					8,087
その他					24,495
貸倒引当金					△11.253
× 12131— iii					,200
固定資産					5,136,873
有形固定資産					2,523,360
建物					879,602
構築物					30,984
機械及び装置					17,328
車両運搬具					103
工具、器具及び	井口 ボロ				24.737
十地	ни				1,494,597
建設仮勘定					71,875
その他					4,131
無形固定資産					32.930
借地権					16.703
ソフトウエア					14,231
その他					1,994
投資その他の資産					2.580.583
投資有価証券					840.744
関係会社株式					636.805
関係会社社債					8,971
その他の関係会	计有册	証券			14,782
関係会社出資金	T 17 III	I DIL 23			95.846
関係会社長期貸	十全				750,456
破産更生債権等	.) 717				10
長期前払費用					44,317
前払年金費用					16,933
敷金及び保証金					150,318
放业及U 休祉业 その他					24,605
貸倒引当金					△3.207
는 IN 기크포					<i>□</i> 3,207
資産合計					6,380,086
貝庄口引					0,360,066

	(単位:百万円)
負債の 普	弱
流動負債	784,519
買掛金	57,665
短期借入金	60,000
コマーシャル・ペーパー	36,000
1年内償還予定の社債	86,707
1年内返済予定の長期借入金	123,292
リース債務	1,018
未払金	37,164
未払費用	10,759
未払法人税等	35,113
契約負債	34,016
預り金	292,116
その他	10,665
固定負債	3,255,400
社債	652,559
長期借入金	1,844,188
受入敷金保証金	425,815
リース債務	3,293
繰延税金負債	218,455
再評価に係る繰延税金負債	91,088
退職給付引当金	4,627
役員退職慰労引当金	282
その他	15,089
負債合計	4,039,920
純 資 産 の 音 株主資本	那 1.659.824
体土貝本 資本金	340,162
資本剰余金	414,138
資本準備金	414,138
利益剰余金	927.091
利益準備金	13.688
その他利益剰余金	913.402
代替資産積立金	104.699
オープンイノベーション促進税制積立金	212
別途積立金	16,790
特別償却準備金	4,543
線越利益剰余金	787,156
自己株式	△21 . 568
評価・換算差額等	679,001
その他有価証券評価差額金	466,350
繰延ヘッジ損益	9.962
土地再評価差額金	202,687
新株予約権	1,340
純資産合計	2,340,166
4 序 优次立入=1	6,380,086
負債・純資産合計	0.500.000

(単位:百万円)

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科目	金	額	
営業収益		883,7	794
営業原価		704,0	004
営業総利益		179,7	789
販売費及び一般管理費		48,2	293
営業利益		131,4	196
営業外収益			
受取利息	12,842		
受取配当金	44,264		
その他	5,360	62,4	467
営業外費用		_	
支払利息	24,870		
その他	9,623	34,4	194
経常利益		159,4	468
特別利益			
固定資産売却益	6,682		
投資有価証券売却益	49,345	56,0)27
特別損失			
固定資産除却損	5,876		
新型コロナウイルス感染症による損失	2,802	8,6	579
税引前当期純利益		206,8	317
法人税、住民税及び事業税	66,239		
法人税等調整額	△11,669	54,5	569
当期純利益		152,2	247

監查報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

三井不動産株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 裕 行業務執行社員 公認会計士 伊 藤 浩 之 紫 務 執 行 社員 公認会計士 伊 藤 浩 之

指定有限責任社員 公認会計士 橋 爪 宏 徳業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井不動産株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井不動産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の 責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算 書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にそ の他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示 しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人 は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を 含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

三井不動産株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計十 Ш П 裕 行 業務執行社員 指定有限責任社員 浩 フ 公認会計十 伊 藤 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 橋 爪 宏 徳 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井不動産株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等 又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他 の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前 提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関す る重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結 論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる 可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、 関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示している かどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン会議ツールも活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計 算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

三井不動産株式会社 監査役会

常任監査役 (常勤) 佐 藤 雅 敏 (EII) 之 常任監査役(常勤) 石 神 裕 (ED) 監 査 役 加 藤 義 孝 (ED) 監 査 役 真 砂 靖 (EII) 関 監 査 役 尾 幸 美 (ED)

(注) 監査役 加藤義孝、真砂靖、尾関幸美は、「会社法」第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ

チーモ

メ

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

地下鉄

帝国ホテル 東京 本館2階 孔雀の間

交通の ご案内 東京メトロ日比谷線・千代田線、都営地下鉄三田線**「日比谷駅」**A13出口からすぐ

都営地下鉄三田線「内幸町駅」A5出口から徒歩3分

東京メトロ日比谷線・丸ノ内線・銀座線「銀座駅」C1出口から徒歩5分

山手線、京浜東北線**「有楽町駅」**日比谷口から徒歩5分

山手線、京浜東北線、横須賀線**「新橋駅**」日比谷口から徒歩7分



新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申しあげます。株主総会当日のご来場につきましては、開催日までの感染状況や、ご自身の体調等をご確認のうえ、慎重にご検討いただきますようお願い申しあげます。詳細につきましては、招集ご通知1頁をご参照ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。 予めご了承いただきますようお願い申しあげます。







見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。